

舞鶴市入札監視委員会(令和5年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	令和6年2月8日(木) 午後2時15分～4時15分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	なかほし いくお (弁護士) 委員長 たまだ かずや (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) かみこ あきお (学校法人立命館大学教授)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (福田副市長) 2 委員長あいさつ (高橋委員長) 3 議事 (1)入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告 (2)令和5年4月～令和5年9月の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3)入札契約手続きの改善に関する審議 前回の委員会以降に行った改正内容等について説明 4 その他 ・次回の開催は令和6年7月又は8月を予定する。	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	5件	入札対象件数 80件
指名競争入札	0件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 入札及び契約手続きの運用における年度間の傾向や特徴をつかむという点において、今後も必要データの収集を継続されたい。 議事(2)関係 建設業の衰退の現われに配慮しながら、総合評価方式、最低制限価格の設定、共同企業体への発注など適切に運用して、競争性を確保されたい。 議事(3)関係 入札において市民から疑念を持たれるようなリスクを回避できるよう、発注工事の個々の特殊な状況を見極め、それぞれに応じた対処を行い、より良いものを目指して改善してほしい。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
全入札に対し、条件付き一般競争入札が件数で7割、金額で大半を占めている状況にある。ひと昔とは様変わりしているが、近年はこのような状況にあるのか。	令和4年度も同様でした。A～E等級の中で、条件付き一般競争入札で行う対象を各業種のB等級まで拡大していることから、このような結果となっています。
平均落札率の推移を表示するにあたり、件数ベースだけでなく、合計金額ベースによるものを加えて作成することで、年度の特徴を読み取ることができる良い資料となっている。	

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨 (上子委員)
契約金額が高いもの、総合評価によるものに加え、落札率が高いものという観点から5件を抽出した。落札率が高いものについては、その要因を確認しようとするものである。

① 西舞鶴駅西口駅前広場整備工事

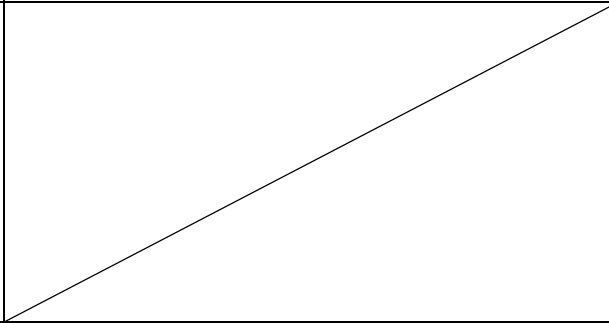
意見・質問	回答等
土木一式工事と建築一式工事を一括ではなく、個別に発注できなかったのか。一括発注とした理由は何か。	利用者の多い駅前ロータリーを供用しながらの工事であるため、土木一式工事と建築一式工事を一体的に施工管理する必要性から、一括発注を採用したものです。
総合評価方式を採用する工事において、参加者が特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)であることに対するマイナス面はあるか。	総合評価方式につきましては、JVを構成する業者において習熟が見られてきていることから、問題はありません。
総合評価方式の中の企業評価にかかる部分の算定は、JVを構成する企業の評点の平均か。	JVを構成する企業の評点に対し、出資割合を反映させて算定しています。
土木一式工事と建築一式工事の予定価格の割合に応じて、業種ごとに施工する者の評点を加算していくことも一つの方法であると考えますが、出資割合による算定方法も、これと同等の意味を持つか。	2者JVの最低出資割合は30%としていますが、土木一式工事と建築一式工事の割合に近い形の出資割合とされているものが多いと考えています。
出資割合とは、当該工事に対して責任を負う割合と理解して良いか。	お見込みのとおり。JVとして工事を施工するにあたり、負担する責任をお金に換算したものです。

電子入札を導入していながら、入札参加資格者への技術評価点の通知がファクシミリであるが、何か理由があるか。	メールでの対応も可能であることから、今後検討してまいります。
総合評価の企業評価を構成する社会貢献度（除雪）については、除雪に要する苦勞を考えると、配点が小さいのではないかと感じられる。	
技術評価点について、落札したJVと比べ最大0.7以上の差が生じているJVがあるが、その理由を説明されたい。	主なものとして、施工計画評価の3項目の1つにおいて必要な記載がなかったことにより当該項目の配点分（0.7）の差が生じたものです。
入札に参加したJVから、評価の理由を尋ねられた時に、回答はしているか。	JV自社の評価に対する質問については、回答しております。

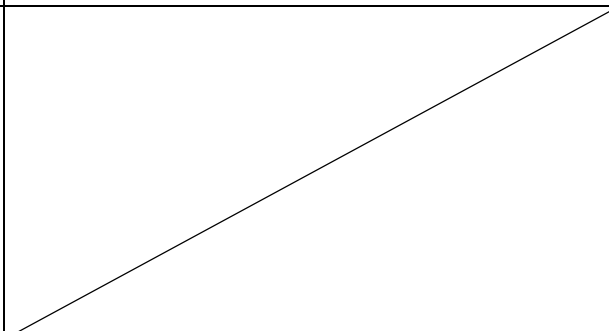
② 倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事

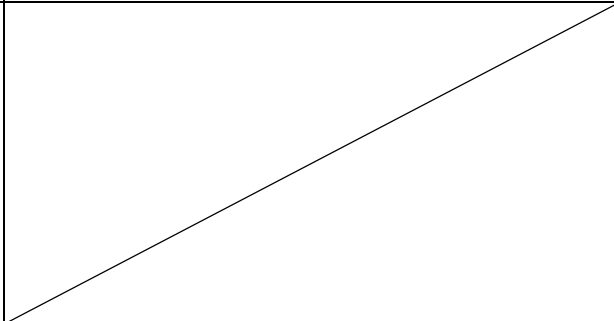
意見・質問	回答等
本件は3者JVだが、予定価格に応じてJVを構成すべき業者数を指定する基準はあるか。	市内業者の経営規模等を勘案した経験則になりますが、建築工事ですと5億円を超える場合に3者、1億5千万円から5億円の場合に2者としています。
建築一式工事におけるA等級、B等級の業者数を報告されたい。	建築一式工事のA等級が14者、B等級が17者となっています。
単独ではなくJVによる入札は、価格の決定や情報管理に難しさを有する面があると考えますが、JVではなく単独での入札を検討されたことはないか。	土木一式工事等で概ね1億円以上、建築一式工事で概ね1億5千万円以上の場合にJVによる入札を実施しています。発注数は多くないですが、地元業者の受注機会を確保できること、また、ないとは思いますが、JVを構成する業者で倒産等があったとしても工事を継続することにメリットがあると考えています。
発注内容や建築一式工事A等級14者という数を考えたとき、3グループではなく、もう1グループあっても良かったのではないかと見えるが、発注者として3グループをどのように捉えたか。	A等級が14者であることから、感覚的になりますが、委員がおっしゃるとおり、もう1グループあっても良かったと考えています。
予定価格が5億を超え、工事内容は多岐にわたっているが、入札額は似通っている。予定価格が予めわかっていると、同じ様な数字が出てくるのかもしれない。発注方式が違えば、別の札の入り方があったかもしれないが、市は別の発注方式について検討したのか。	金額が大きいことから総合評価について検討しましたが、業者に提案を求めるべき要素が少ないことから、通常の価格競争を採用しました。

③ 清掃事務所受変電設備更新工事

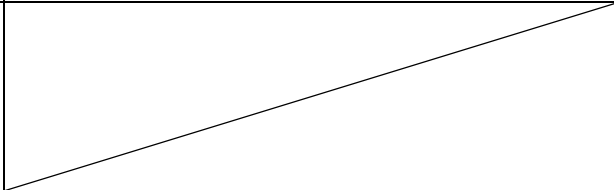
意見・質問	回答等
<p>本件の落札率が高かった理由は、4者中2者が失格になったことが主因と考えられる。本件で設定した最低制限価格が高すぎたのではないか。</p> <p>可能な範囲で最低制限価格の設定方法を説明されたい。</p>	<p>国が定めるモデル式（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に掛け率を乗じる）で算定した額に、工事の難易度などを勘案して3名で算定していることから、結果は国のモデル式に近い額になります。</p> <p>今回の落札率が91.2%、失格となった2者の予定価格に対する応札額の割合が、それぞれ90.5%と90.8%でした。</p> <p>失格となった入札価格と最低制限価格との差は、土木一式工事の例に比べると大きかったところです。</p>
<p>本件は、機器の価格が占める割合が大きいことから、人件費を圧縮しないように最低制限価格を上げるという意味が薄い。機器の価格が大半を占める工事に対して国のモデル式は対応しているのかもしれないが、さらに最低制限価格を下げても良いのではないかと思う。</p>	
<p>機器の価格が大半を占めるような工事にも対応できるよう、最低制限価格の算定においては、機器の価格を除外して算定するという考え方になっているか。</p>	<p>工事費用をもとに最低制限価格を算定しており、機器の価格を除外するという考え方にはなっていません。</p>
<p>受変電設備の更新にあたり、新しい設備は既存設備のメーカーのものでなければならないという条件になっているか。</p>	<p>仕様書で同性能とし、既存設備と同じメーカーという条件にはしていません。</p>
<p>当該設備は複数メーカーで製造・供給されているか。</p>	<p>同等の製品は、様々なメーカーで製造・供給されています。なお、今回の工事で設置したのは、結果として既存設備のメーカーが供給する製品となっています。</p>

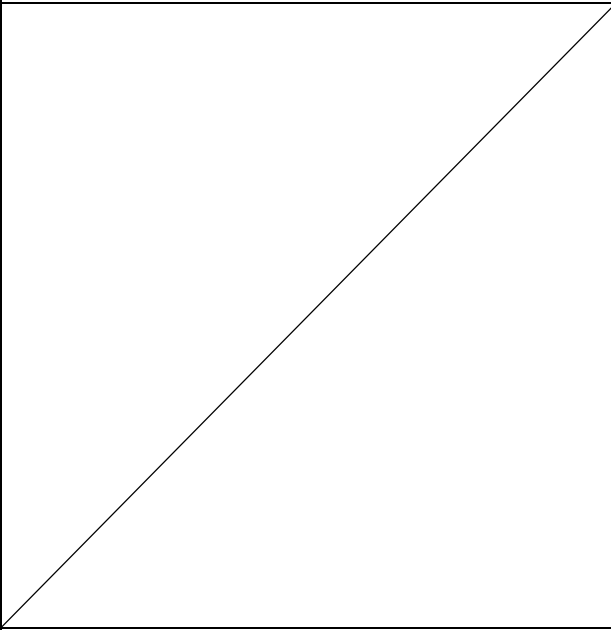
④ 鹿原配水流量計設置工事

意見・質問	回答等
<p>落札価格が予定価格と1千円しか変わらない事例である。法令等に則り、正しい手続きを踏んだが、失格や辞退等の影響により結果として法令等が目指すねらいから外れてしまったということであろう。</p> <p>このような事例を発生させないため、最低制限価格を案件によって柔軟に運用することができないかと思う。</p>	

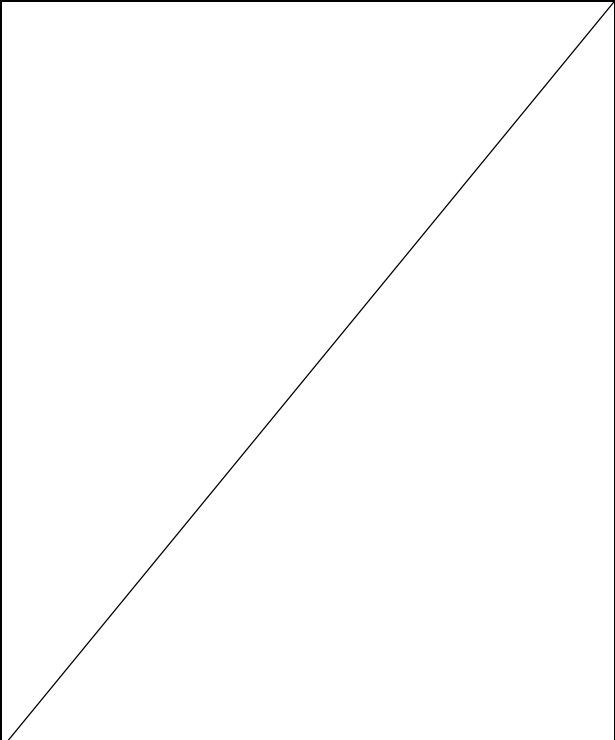
<p>さきほどの審議案件と同じ電気工事であり、両方とも参加が4者でうち3者が共通している。B等級の電気工事業者は何者あるか。</p>	<p>9者です。これら結果に出ているように、常態として入札に参加されない業者があります。</p>
<p>電気工事のB等級は、さきほどの審議案件の参加者を含めた5者による応札となっていると考えてよいか。</p>	<p>そのような傾向にあります。</p>
<p>工期がないとは言えない8月で入札参加者が少ないということは、今後もこのような傾向が続くと考えられる。 健全な発注のため、場合によっては工事をまとめて発注すること、業者数が少ない等級への発注数の削減といった対策が必要になってくるのかもしれない。</p>	

⑤ 倉梯小学校教室棟長寿命化改修（機械設備）工事

意見・質問	回答等
<p>一般競争入札のときに参加者が1者であっても問題はないという国の見解があることは承知しているが、逆に1者でも手続きを継続しなければならないというルールがない以上、対応には慎重な判断が求められる。 今回は、1億円超の案件であるにも関わらず予定価格と落札金額の差が30万円しかないことから、入札手続きへの疑念を持たれるおそれがある。 本件において、1者しか応札がないことが予想されなかったか、1者しかないことがわかった時点で何らかの対策を講じるべきではないか。</p>	<p>J Vで発注する規模の大きな工事が例年に比べて多かったこと、そのような工事の設計には時間を要することから、結果として発注が同時期になったこと、これら要因が重なった中で選り好みをされたのかもしれないと考えています。 1者入札については、あらかじめ定めない限り行うことが基本とされる中、施工において他の工事との制約がある学校での工事であったこと、応札時点で他者の存在を知り得ないという状況で競争性が確保されているということ、以上の状況から、1者でも中止をしないという判断をしたものです。 また、落札率が高い点ですが、同校での建築工事と並行して進める必要があるという制約も要因となったものと考えております。</p>
<p>状況的にやむを得ないのだが、説明された状況を予測し、競争のある環境に持っていくということも行政の仕事の一つではないかと思う。</p>	
<p>1月の能登地震で建物の耐震化における課題が顕在化しているが、本工事を行う校舎や給排水設備における耐震化はどのような状況か。</p>	<p>校舎は、平成20年に耐震補強工事を実施しています。今回施工する給排水設備は、現行の耐震基準を満たした設計としています。よって、いずれも耐震基準を満たしています。</p>

<p>耐震基準を満たしているものは、どのぐらいの震度まで耐えうる設計となっているか。学校の場合は避難所となることから、いざという時に備えた対策が必要と考える。</p>	<p>震度7に耐えるものと考えます。</p>
<p>書面上でルールは守れているということだが、本当に強い地震に耐えうるかどうかは、地盤の状況や揺れ方に影響される。</p> <p>設計では、東西南北の揺れを想定するが、実際には斜め45度や上下で揺れが起きることから、真に問題がないかと問われれば、わからないという回答が正確である。</p> <p>想定外の揺れにどこまで対処すべきかというルールは存在しておらず、対処しようとするれば過剰投資との批判を招く可能性があることから、書面上でルールは守れているということで納めるしかないという工学の限界がある。</p>	
<p>今回議題に上がった倉梯小学校におけるJ Vによる工事を一つにまとめて実施することは考えられないか。</p>	<p>倉梯小学校でJ Vによる工事を実施したのは2件で、一つは建築一式工事、もう一つは管工事です。</p> <p>主な業種ごとに分離発注を基本としています。</p>

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議」関係

意見・質問	回答等
	<p>条件付き一般競争入札で7者中6者が辞退し、残る1者が予定価格の99.8%で落札した工事について、令和5年度第1回の場で委員から落札者の調整を事前に行ったのではと疑われる案件であると指摘があったことを受け、本市で落札者及び入札辞退者へのヒアリングを行いました。</p> <p>結果、当該工事において工事費の算定が困難なことによる予定価格に近い応札、あるいはリスク回避のための辞退であり、市としては不正行為があったとは考えにくいとの見解を持っていること、一方でそもそもこのような事態が発生しないような制度へ改善が必要との考えから、今後次の3つの項目を段階的に取り組んでいくこと、この2点について報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積単価の入札前の公開

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の特別簡易型の種類拡大 ・予定価格の事後公表の試行の拡大
令和5年度第1回の場合で審議したような機器の価格が占める割合が大きい工事において、市が機器を購入し、設置工事のみを発注するという事は可能か。	工事一つひとつを施工するにあたり最善の方法を検討していくということになりますが、ご指摘の方法につきましても考えられる選択肢の一つです。
<p>大きな物品の調達であって舞鶴市内の企業努力ではどうにもならないリスクを回避するという事だが、大きな網で対処法を考えるのではなく、特殊な場合を判別して対策を講じるべき。実際に戦時下や戦後の物資不足の世においては、行政が鉄筋やセメントなどの資材を購入し、材料支給というかたちで発注するという方法があった。</p> <p>課題に対してシステム(ルール)を改善する場合であっても、あまり大きな網をかけてしまうと、これまで問題が発生してこなかった部分に新たな課題を生んでしまうことになりかねない。そこを見極めながら対応されたい。</p> <p>リスク回避に関して発注側の工夫で対応できることがあることがわかった。試行錯誤になると思うが改善していつてもらいたい。</p>	
諸所の要請がある中、一つひとつより良いものを目指していくしかない。制度に対して市民から疑念を持たれないよう対応していつてもらいたい。	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>本日の議題の水道施設工事1件だけかもしれないが、場合によっては、ある程度の規模の工事を請けることができる業者が減ってきている現実を直視するという事、もしかすると建設業の衰退が現れてきているかもしれないということ、これらにまで配慮しながら、発注方法について検討していかなければならない時期にきていると考える。</p>	